

事 務 連 絡

平成 20 年 9 月 5 日

都 道 府 県 労 働 局

労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災管理課長補佐（企画担当）

年金たる保険給付の受給権者の定期報告に係る報告期限の  
変更に関する検討結果について

平成 20 年 7 月 22 日付け事務連絡により、年金たる保険給付の受給権者の定期報告に係る報告期限（以下「定期報告期限」という。）の変更案について意見照会したところですが、各局から提出いただいたご意見等を踏まえ再検討した結果、定期報告期限については変更しないこととしますので、ご承知おきください。